

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

宇和島市の人口は 69,397 人であり、うち 15 歳未満の年少者は 9.5%であるのに対し、65 歳以上の高齢者が占める割合は 40.5%となっており、少子高齢化が進んでいる（令和 5 年 4 月 1 日時点）。

令和元年経済センサス基礎調査によると、市内事業所数は 4,653 であるが、ほぼすべてが中小企業者の事業所で、市内に本社を置く大企業はわずか 2 社という状況にあり、経営体力の乏しい事業者が多数を占めている。

また、令和 2 年国勢調査によると、当市の就業者数は 33,258 人。うち、第 1 次産業に 18%、第 2 次産業に 15%、第 3 次産業に 67%従事しており、同規模の他市と比較すると、第 1 次産業従事者割合が多くなっている。第 1 次産業は他産業と比較して人力に頼る傾向が強く、効率的な機械や設備が導入されていない。

一方、ハローワーク宇和島の発表に依ると、ハローワーク宇和島管内の有効求人倍率は令和 5 年 1 月時点で 1.88 倍となっている。1 年前の令和 4 年 1 月の 1.69 倍と比較すると、わずか 1 年で 0.19 ポイントも増加しており、人材不足が急激に進んでいる。これは、当市の労働者数が年々減少していることが大きな原因であり、労働力不足を解消するためにも、労働効率の改善が不可欠である。

宇和島市は、当市の事業者の 99.9%を占める中小企業の振興を図るため、平成 30 年 3 月に「宇和島市中小企業・小規模事業者等振興基本条例」及び「同振興計画」を定め、これに基づき、各種の支援策を講じている。

具体的には、金融支援として、「宇和島市中小企業振興資金融資制度」及び「宇和島市小規模事業者経営改善資金利子補給制度」を実施している他、中小企業者等の自主的な取組を支援する「宇和島市中小企業者等応援事業」を講じ、地域産業の振興に努めているが、まだ十分とは言えない。

(2) 目標

設備等の導入を図ることで、生産能力や労働効率の向上を図り、もって先端設備等導入計画が認定される事業者の計画期間中の認定件数 5 件を目指す。

(3) 労働生産性に関する目標

労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

宇和島市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が当市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

宇和島市の産業は、旧宇和島市・旧吉田町・旧三間町・旧津島町に点在して広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

宇和島市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が当市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月26日から令和7年6月25日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。